

審 第 2 8 9 8 号
答 申 第 2 6 3 号
令和3年3月25日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年6月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第233号

平成30年3月26日付けで審査請求人から提起された自己情報開示決定（平成29年12月22日付け〇〇警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月22日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求 1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 車両損壊罪、窃盗罪 2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 不法侵入罪、不退去罪、業務妨害罪」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の開示不開示の判断を15日以内に行い決定することが事務処理上困難であることを理由として、決定期間を延長し、自己情報開示決定等期間延長通知書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号）により、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇警察署が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「苦情処理票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、平成29年12月22日付けで本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」又は「公安委員会」という。）に対し、平成30年3月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年6月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。
- (6) なお、実施機関は、本件決定と併せて、別途、〇〇警察署が保有する本件開示請求に係る個人情報について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警

発第〇〇号で自己情報部分開示決定（以下「別件決定」という。）を行っている。

また、実施機関は、本件決定及び別件決定以外に、千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）、千葉県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）、千葉県警察本部刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）又は千葉県警察本部地域部地域課が保有する本件開示請求に係る個人情報をも特定し、それぞれ自己情報開示決定又は自己情報部分開示決定をしており、これらの決定についても、一部の決定を除いて、審査請求人は、審査請求を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

- ①可及的速やかに全部開示するよう求める。
- ②苦情処理受理後の調査内容を開示するよう求める。

(2) 本件審査請求の理由

- 苦情処理（〇〇警発第〇〇号）の調査内容が開示されていない。
当方の被害届不受理理由が開示されていない。全く不明である。
〇〇署刑事課職員の被害届不受理に対する開示がされていない。
- ①「塀がないから不法侵入にならない」
 - ②「相手は正当な理由があって来所しているから不退去罪にならない」
 - ③「故意でないから犯罪ではない」
 - ④当方の被った被害の聞き取り、現場検証、証拠検証が開示されていない。
 - ⑤犯罪捜査規範第61条1項における開示がされていない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件決定の理由

ア 本件文書の特定

請求内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める個人情報は、本件文書と特定した。

イ 苦情の性質

(ア) 苦情の定義

職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な職務の態様に対する不平不満をいう。

一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

(イ) 苦情の受理

苦情を受理した場合には、公安委員会宛ての苦情については苦情受理報告書を、また、千葉県警察宛ての苦情については苦情受理票を作成する。

(ウ) 苦情の処理

受理した苦情については、広報県民課を經由して関係所属へ通知し、関係所属にて調査を行う。また、苦情の内容に基づいて、調査結果を公安委員会や実施機関に報告するとともに、苦情を申し出た者への通知等調査結果を踏まえた措置を講じる。

(エ) 苦情関係書類の保存

苦情受理票及び苦情処理票等の苦情関係書類は、広報県民課及び関係所属が保有する「苦情受理関係（保存期間：3年）」の簿冊に編綴される。

ウ 決定の該当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定における文書特定に誤りがあり、開示されるべき文書が不足していると主張していると認められることから、本件決定の文書特定について検討を実施した。

本件決定に係る文書特定については、請求内容を元に実施機関においてなされた文書検索を元にしており、その結果、審査請求人の個人情報を記録する行政文書と認められたもののうち、開示決定が可能なものについて本件決定を行ったものであり、決定に誤りは認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、苦情申立後の取扱内容が開示されていないと主張しているが、実施機関は本件開示請求時点で作成されている文書について検索を行い、本件文書を特定していることから、本件開示請求に係る文書特定に誤りは認められない。また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件開示請求に係る文書特定や本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考える。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行ったと認められる。

審査請求人は、前記3のとおり、速やかに全部開示するように求め、また、苦情処理受理後の調査内容を開示するよう求めており、これは、審査請求人が被害について相談した件につき、本件文書以外に、〇〇警察署が保有する行政文書が存在し、そこに自己の個人情報が記録されているとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 本件開示請求に係る相談について

本件開示請求に係り実施機関が開示し、又は部分開示した個人情報を確認したところ、審査請求人が本件開示請求で求める個人情報の内容として記載する被害（以下「本件被害」という。）に係り審査請求人が〇〇警察署又は千葉県警察本部に対して行った相談には、次に掲げるものがあると認められる。

- ① 警察相談票「業者の訪問について事件として扱って欲しい（本部来訪）」（平成〇〇年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室）に係る相談（以下「本件相談1」という。）
- ② 警察相談票「以前相談した件で被害届を出したいので担当者が知りたい」（同年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室）に係る相談（以下「本件相談2」という。）
- ③ 苦情受理票「〇〇署の被害届不受理は正しいのか」（受理番号〇〇号）（同年〇〇月〇〇日受理、広報県民課広聴係）に係る相談（以下「本件相談3」という。）
- ④ 「苦情申立書」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談4」という。）
- ⑤ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談5」という。）
- ⑥ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談6」という。）

(3) 個人情報の特定の妥当性について

ア 部分開示決定との関係について

前記2(6)のとおり、実施機関は、本件決定と併せて、別件決定において、〇〇警察署が保有する本件開示請求に係る個人情報を特定しているため、審議会としては、本件文書に記録された個人情報のほかに、本件開示請求に係る個人情報を〇〇警察署が保有する場合であっても、当該個人情報を別件決定で特定している場合は、本件決定において個人情報の特定の違法はないと判断する。

イ 各相談における本件開示請求に係る個人情報の特定について

(ア) 本件相談1及び2について

審議会で見分したところ、本件相談1及び2については、警務課の警察総合相談室で受け付けた相談について、〇〇警察署は、引き継ぎを受けて、対応した経過を警察相談票又は警察相談経過票に記録して保有していると認められる。

そして、〇〇警察署において、別途、別件決定で当該警察相談票等に記録された個人情報 を特定し、部分開示している ので、本件相談1及び2に係り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 本件相談3について

審議会で見分したところ、本件相談3については、広報県民課の広聴係で受け付けた苦情について、〇〇警察署は、広報県民課から調査の依頼を受けて、平成〇〇年〇〇月と〇〇月に調査の結果を報告していると認められる。

本文書は、そのうち、平成〇〇年〇〇月の報告に当たるものである。広報県民課から受けた調査依頼の行政文書及び同年8月の報告に記録された個人情報は、別途、別件決定で特定している ので、本件相談3に係り、本件決定において本文書に記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 本件相談4について

審議会で見分したところ、本件相談4については、公安委員会で受け付けた苦情について、〇〇警察署は、広報県民課から調査の依頼を受けて、平成〇〇年〇〇月に調査の結果を報告していると認められる。

広報県民課から受けた調査依頼の行政文書及び同年〇〇月の報告に記録された個人情報は、別途、別件決定で特定している ので、本件相談4に係り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(エ) 本件相談5について

審議会で見分したところ、本件相談5については、公安委員会で受け付けた苦情について、〇〇警察署は、広報県民課から調査の依頼を受けて、平成〇〇年〇〇月に調査の結果を報告していると認められる。

広報県民課から受けた調査依頼の行政文書及び同年〇〇月の報告に記録された個人情報は、別途、別件決定で特定している ので、本件相談5に係り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(オ) 本件相談6について

審議会で見分したところ、本件相談6については、公安委員会で受け付けた苦情について、広報県民課は千葉県警察本部総務部総務課から回付を受けていると認められる。

実施機関の説明によると、本件相談6については、本件相談5と同じ内容のものであり、本件相談5に対する対応によって処理されており、広報県民課で回付を受けた後、特に処理を行っていないとの説明であった。

審議会で見分したところ、実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、〇〇警察署が本件相談6に係る行政文書を保有しているとは認められず、本件相談6に係り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ さらに、審議会が諮問実施機関を通じて、あらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報及び別件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しないことが確認された。

エ したがって、実施機関が、本件決定において本件開示請求に対して本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情は見受けられない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 6月11日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 2年 9月23日	審議（令和2年度第4回第2部会）
令和 2年10月26日	審議（令和2年度第5回第2部会）

令和 2年11月26日	審議（令和2年度第6回第2部会）
令和 3年 1月25日	審議（令和2年度第8回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者